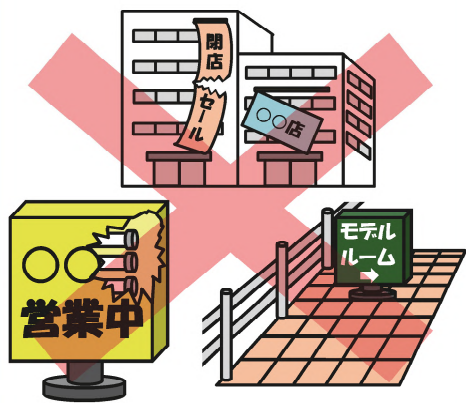
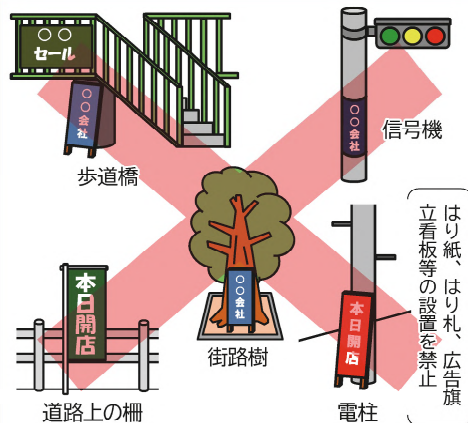


◆このような屋外広告物は違反です◆

破損したり、倒壊・落下のおそれがあるもの、
道路の安全利用を妨げるもの など

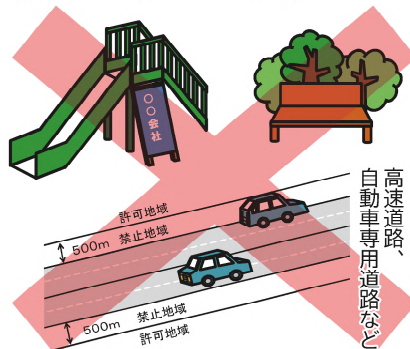


掲出を禁止されている
物件につけたもの（禁止物件）

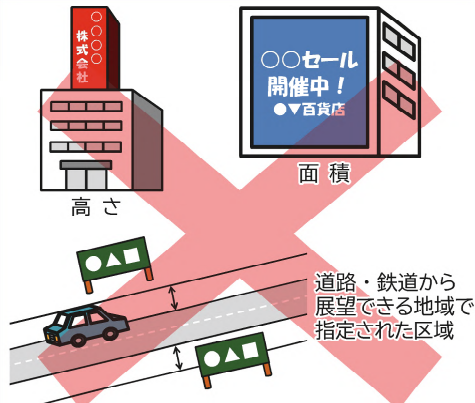


掲出を禁止されている
地域につけたもの（禁止地域）

第一種・第二種低層住居専用地域、風致地区、都市公園、
道路及び鉄道から展望できる地域で指定された区域など



高さや表示面積、設置場所などの
許可基準に違反したもの



日常の広告物の安全管理にもご協力をお願いします!!

岐阜県 都市建築部 都市政策課
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
TEL : 058-272-8648
FAX : 058-278-2764

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



9月1日～10日は
屋外広告物適正化旬間です。

屋外広告物には ルールがあります!

? 屋外広告物とは

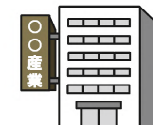
ビルの屋上にある広告塔、建物の壁にある壁面広告や電柱広告などその形態はさまざまです。
また、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。自分の店舗や会社などに表示する店舗名や会社名なども屋外広告物になります。



屋外広告物



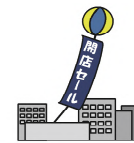
野立広告物



突出広告物



壁面広告物



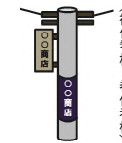
アドバルーン



立看板



はり紙



電柱広告物

! 屋外広告物を適切に管理・点検しましょう

岐阜県屋外広告物条例等の改正により、管理・点検ルールが変わります。詳しくは内面をご覧ください。

! 屋外広告物の多くは、許可が必要です

幹線道路沿いや市街地などに屋外広告物を設置する場合、その多くは許可手続きが必要です。
自社の店舗や会社などに表示する会社名なども、一定の基準を超えない場合を除き、許可が必要です。

! ルールに違反して広告物を表示・設置した場合、罰則の適用を受けることがあります

- 屋外広告物のルール及び屋外広告業登録（岐阜県屋外広告物条例）についてのお問い合わせは
岐阜県都市建築部都市政策課
TEL.058-272-8648（直通）
- 屋外広告物の許可申請についてのお問い合わせは
岐阜県内の各市町村
- 岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市及び下呂市においては
各市の屋外広告物条例が適用されます。



県ホームページ

- ・岐阜市建築指導課 TEL.058-265-3985
- ・高山市建築住宅課 TEL.0577-35-3159
- ・多治見市都市政策課 TEL.0572-22-1392
- ・美濃市都市整備課 TEL.0575-33-1122
- ・恵那市都市整備課 TEL.0573-26-6842
- ・各務原市建築指導課 TEL.058-383-7218
- ・下呂市住宅対策課 TEL.0576-24-2222



屋外広告物には定期的な点検が必要です

屋外広告物は雨、風や強い陽射しなどの厳しい自然にさらされ、**腐食、変形等の劣化が生じやすく、年月を経るほど事故等のリスクが生じやすくなります。**

看板等の屋外広告物が万が一落下し事故等が発生した場合には、その管理体制や企業等の責任を問われることになります。

屋外広告物の許可更新時以外にも、定期的に屋外広告物を点検し、安全管理に努めましょう。

！ 異常を見つけたら早めに対応を

屋外広告物の腐食等の異常を発見した際、処置をせずに放置すると、劣化が進み大規模な事故につながるおそれがあります。

早期の異常発見と対応が、屋外広告物の事故防止につながります。対処法が分からない場合は、速やかに屋外広告業者等の専門知識のある人に相談しましょう。

県へ登録された屋外広告業者を県ホームページに掲載しています。



県ホームページ

！ 屋外広告物の主な点検のポイント

区 分	点 検 内 容	チェック
基礎	1. 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等	☐
	2. 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	☐
支持部	1. 鉄骨のさび、塗装の老朽化等	☐
	2. 鉄骨接合部の異常、ボルト等の緩み及び欠落	☐
取付部	1. アンカーボルト・取付部プレート等の異常	☐
	2. ベース周辺・コーキング・接合部の異常	☐
	3. 取付対象部（柱・壁・スラブ）及び周辺の異常	☐
表示部	1. 表示面の汚染、変色、変形、破損及び剥離	☐
	2. 枠組み部材の異常	☐
照明装置等	1. 照明・LEDの不点及びネオン管の不発光	☐
	2. 取付部その他周辺の異常	☐
	3. 分電盤の異常	☐
その他	1. その他点検した箇所（ ）	☐



基礎の点検ポイント			
支持部の点検ポイント			
取付部の点検ポイント			
表示部の点検ポイント			
照明装置等のポイント			
その他の点検ポイント			

※岐阜県屋外広告物条例施行規則第2号の2様式「屋外広告物自己点検報告書」より点検項目を抜粋

出典：屋外広告物の安全点検に関する指針（案）（平成29年7月）国土交通省都市局公園緑地景観課

！ 屋外広告物の管理・点検ルールが変わります

◆令和8（2026）年1月1日から施行

- ☑管理義務者に、所有者と占有者を追加
- ☑除却義務の対象を、すべての屋外広告物に拡大
- ☑様式の変更

・旧様式：令和9年3月31日まで使用可
・新様式：令和8年1月1日から使用可
※令和8年1月1日から令和9年3月31日までは、新旧様式どちらも使用可

詳しい内容は県HPで
ご覧いただけます



<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4931.html>

◆令和9（2027）年4月1日から施行

☑点検者の資格要件を厳格化

点検資格	令和9年3月まで	令和9年4月から
・屋外広告士 ・屋外広告物点検技能講習会修了者 ・「広告美術仕上げに係る」 技能検定合格者（1級）		
・屋外広告物講習会修了者 ・「広告美術仕上げに係る」 技能検定合格者（2級、3級）、 職業訓練指導員、職業訓練修了者		×

☑既設の屋外広告物を使用して新規の許可申請を行う場合、 点検報告書の提出が必要に

（例1）既設の屋外広告物の表示面のシートだけ入れ替え、新規の許可申請を行う場合
（例2）既設の屋外広告物の枠組みを残し、広告板を入れ替えて、新規の許可申請を行う場合

令和8（2026）年
1月1日から
一部の規定は
令和9（2027）年
4月1日から

